

## 第2期笠置町・和東町・南山城村地域福祉計画策定支援業務

### プロポーザル実施要領

#### 1. 業務の目的

国や府の動向、笠置町、和東町、南山城村の状況等を的確に把握し、2町1村の最上位計画である総合計画に則した内容とし、2町1村が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定め、福祉の法定3計画と言われる2町1村それぞれの高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画と整合性の図った地域福祉計画を策定することを目的とする。

#### 2. 業務の内容

##### (1) 業務名

第2期笠置町・和東町・南山城村地域福祉計画策定支援業務

##### (2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

##### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

##### (4) 予算

令和7年度 基礎調査業務 6,402,000円(税込)

【笠置町 2,134千円、和東町 2,134千円、南山城村 2,134千円】

令和8年度 計画策定業務 11,748,000円(税込)

【笠置町 3,916千円、和東町 3,916千円、南山城村 3,916千円】

#### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 笠置町、和東町、南山城村のいずれにも入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、関西2府4県で指名停止、契約解除の措置を受けていないこと。
- (6) 関西2府4県において、地域福祉計画、第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、第3期子ども・子育て支援事業計画それぞれの受託実績があること。

(7)企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録があり、更新していること。

※過去5年間とは、令和2年度～令和6年度のことをいう。

#### 4. 審査資料の提出等について

提出締切:令和7年9月12日(金)17時必着(郵送可)

提出場所:笠置町 保健福祉課

提出書類:提出書類①～③については正本1部、副本5部を作成、④～⑩は1部作成し提出すること。

① 企画提案書

② 主担当者経歴書(様式1)

③ 副担当者一覧表(様式2)

④ 会社概要(会社案内、パンフレット等)

※事業内容、従業員数等が分かるもの。

⑤ 地域福祉計画実績書(様式3)

※業務実績は関連会社等の実績は含めない。

⑥ 福祉関連計画受託実績書(様式4)

※関西2府4県において、地域福祉計画、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、第3期子ども・子育て支援事業計画それぞれの受託実績を記すこと。

⑦ 契約業務実績書(様式5)

※過去10年間で笠置町、和束町、南山城村と締結した契約業務を記載すること。

⑧ 見積書

※2か年分の積算内訳を記載すること。

⑨ 関西2府4県において策定した計画書

※原本が提出できない場合はコピー等の簡易製本でも可

⑩ JISQ15001(プライバシーマーク取得)認定書(コピー可)

※更新歴があること

※過去10年間とは、平成27年度～令和6年度のことをいう。

審査の実施:令和7年10月2日(木)

#### 5. 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判(A3判の折込みも可)とし、縦横は問わないが横書きとする。

枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

仕様書の各項目において具体的な提案を記載すること。

## 6. 審査について

### (1) 審査方法

企画提案書提出後、提出された企画提案書等、プレゼンテーションを総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

### (2) 審査基準

審査項目に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

区分	審査項目	評価基準	配点
企画提案	理解、情報提供	本業務の理解度、国の方針、情報収集能力等を評価する。	10点
	企画内容	企画内容及び福祉関連計画の連動性、整合性を踏まえた提案等を評価する。	10点
	業務の推進・支援体制	業務運営支援体制を評価する。	10点
	主担当者の経歴	主担当者の関西2府4県での福祉関連計画の実績を評価する。 ※福祉関連計画とは、地域福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画のことをいう。	10点
	業務スケジュール・フロー	無理のない現実的なスケジュールフローが提案されているか評価する。また、進捗管理について具体的な体制等について記載があるか評価する。	10点

区分	審査項目	評価基準	配点
実績評価	地域性・信頼性	過去10年間での笠置町、和東町、南山城村での業務を通じた信頼性を評価する。	10点
	地域福祉計画実績	全国的な地域福祉計画策定実績を評価する。	10点
	福祉計画の実績	関西2府4県で、地域福祉計画、第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、第3期子ども・子育て支援事業計画それぞれの受託実績を評価する。	10点
	会社規模	業務に対応可能な従業員数を有しているか評価する。	10点
	個人情報関連	プライバシーマークの更新歴を評価する。	10点
	見積金額	見積金額が予算内の範囲であるか	可・否

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてにFAXにより通知する。

### (4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

### (5) 留意点

参加する企画提案者が1者の場合でも審査を実施し、最低基準点(各委員の得点が満点の6割)以上の場合に優先交渉権者として選定する。

## 7. 質疑について

質疑がある場合は期限までにFAXでのみ照会するものとする。(様式は任意)

FAX番号:0743-95-3021

- (1)期限 令和7年8月 29 日(金)17 時まで
- (2)照会先 笠置町 保健福祉課
- (3)令和7年9月5日(金)までに業者選定に参加する全業者へ回答する。

## 8. 参加意思表明書の提出について

参加意思表明書については、令和7年9月 12 日(金)までに提出すること。(郵送又は持参)

## 9. その他

- (1)企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (2)提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3)仕様書の記載事項が実施されない及び成果品が納品されない場合は、指名停止を行い、公表することとする。